

# 盛岡市図書館資料収集方針

(平成21年7月14日教育長決裁)

## 第1 目的

この方針は、盛岡市図書館の資料の収集を円滑、適正に行うため必要な事項を定める。

## 第2 基本方針

- 1 生涯学習を推進する中核施設として、市民の学習要求に対応するため、図書館法（昭和25年4月30日法律第118号）に示された教養、調査研究、趣味及び娯楽等に資する資料を収集する。
- 2 収集に当たっては、市民の資料要求、地域社会の状況を反映させるよう努めながら、均衡のとれた資料構成を図る。
- 3 著者の思想的、宗教的及び党派的立場にとらわれず、多様な観点に立つ資料を幅広く収集する。  
また、図書館員の個人的な関心や好みによって選択しない。

## 第3 収集資料の種類

収集する資料の種類は次のとおりとする。

- 1 図書
- 2 逐次刊行物
- 3 視聴覚資料
- 4 地域資料
- 5 その他

## 第4 資料別収集方針

### 1 図書

(1) 一般図書は、市民の図書館として、基本的資料・良質の入門書から、必要に応じ専門的資料まで幅広く収集する。ただし、極めて高度な専門的資料、学習参考書、問題集等は原則として収集の対象としない。

(2) 児童図書は、どの子どもも読書の楽しさを発見し、継続できるよう各分野の資料を収集する。

### 2 逐次刊行物

(1) 新聞は、資料的価値を考慮して収集する。

(2) 雑誌は、利用度、資料的価値を考慮して収集する。

### 3 視聴覚資料

視聴覚資料は、資料的価値を考慮して収集する。

### 4 地域資料

(1) 盛岡市及び岩手県に関する資料、県内出版物並びに県人の著作物を収集する。

(2) 図書以外の形態の資料（逐次刊行物、視聴覚資料等）も収集する。

5 必要に応じて、その他の資料も収集する。

## 第5 資料収集の方法

資料の収集については、購入によるほか、寄贈その他の方法による。